

令和7年度補正予算・令和8年度補正予算 重点支援地方交付金の活用状況について

宮崎県新富町

■実施状況

＜令和8年8月時点＞

	令和7年度補正予算	令和8年度補正予算
交付限度額	2億2250万円	927万円
うち令和7年度 交付決定額	2億2250万円（100%）	—円（—%）
うち令和8年度 交付決定額	0円（0%）	927万円（100%）
残額	0円（0%）	0円（0%）

■主な事業概要 ※規模の大きい事業を最大5つ程度記載（詳細は別途実施計画をご覧ください）

生活者支援

◆町民生活支援給付金事業 事業費：1億7,078万円（R7補正を活用） ※食料品特別加算を活用

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を日常生活で受けやすい現役世代への負担軽減と、生活費全般に柔軟に活用できる即時的な支援を図るため、19歳から74歳までの町民に対し、1人あたり1万5千円を給付。

◆高齢者物価高騰対応重点支援給付金事業 事業費：6,538万円（R7補正を活用）

物価高騰の影響を特に受けやすく、医療・介護費など固定的支出の割合が高い75歳以上の高齢者の生活を下支えするため、1人あたり2万円を給付。

◆プレミアム付商品券等発行事業 事業費：4,010万円（R7補正を活用） ※食料品特別加算を活用

継続する物価高騰により低迷する町内経済を下支えし、生活者への支援と地域消費の喚起を図るため、宮崎県と連携してプレミアム付商品券等（電子クーポン含む）を発行。

事業者支援

◆農業者等原油・物価高騰対策支援給付金事業 事業費：1,391万円（R8補正を活用）

原油価格及び物価の高騰により、燃料費、電気料金、肥料費及び農業用資材費等の生産コストが増大している農林水産業者の経営を下支えするため、町内で農林水産業を営む個人・法人に対し、品目区分に応じた支援金を交付する（園芸・鰻・茶生産者：50千円／経営体、露地野菜生産者：30千円／経営体）。

◆商工業原油・物価高騰対策支援給付金事業 事業費：1,204万円（R8補正を活用）

原油価格及び物価の高騰により、燃料費、原材料費、電気料金等の事業コストが上昇をうけ経営が厳しくなっている商工業者の負担軽減と事業継続を図るため、商工会会員事業所へ支援金を交付する。

※事業費の全部又は一部に本交付金を充当予定

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	町民生活支援給付金	①19歳以上の住民は、従来の支援制度の対象となりにくい一方で、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を日常生活において直接的に受けやすい世代である。こうした現役世代の負担増を速やかに緩和することで、住民生活の維持と地域経済の下支えを図ることを目的とする。また、ライフスタイルが多様化する中、特定用途に限定した給付では十分な効果が見込めないことから、生活費全般に柔軟に充当できる現金給付とすることで、即時かつきめ細かな支援を実現する。さらに、今回の給付は、マイナンバーカードに紐づく公金受取口座への振込を基本とすることで、行政事務の効率化やマイナンバーカード所持及び公金受取口座登録の普及促進という副次的な効果も併せ持つものである。 ②給付金及び事務費 ③R7の消費者物価指数:対前年比3.6%増 食料品・光熱水費の家計負担額:1,171,752円/世帯 本町の1世帯当たり人口:2.06人/世帯 物価高騰影響額:20,477円/人 =1,171,752円/世帯*3.6%/2.06人/世帯 物価高騰影響額の約75%を支援するため15千円の給付とする。 15千円×11,000人=165,000千円(うち食料品分136,400千円) 事務費 5,784千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 委託料等として支出] ④19歳～74歳の町民(11,000人)	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度学校給食費補助金【R7予備費推奨事業】	①学校給食費の支援を行うことで、他種多様な子育てに係る費用の物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。 ②学校給食費補助金 ③(小学校)1食あたり309円×797人×199日=49,008千円 (中学校)1食あたり359円×452人×199日=32,292千円 その他(C)69,305千円の財源は、ふるさと納税による基金充当 【参考比較】 R6給食費 (小学校)1食あたり264円、(中学校)1食あたり305円 R7給食費 (小学校)1食あたり309円、(中学校)1食あたり359円 ※物価高騰による差額 11,995千円に交付金を充当 ④新富町学校給食会 ※教職員の給食費は除く。	R7.4	R8.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度学校給食費補助金【R7補正予算推奨事業】	①学校給食費の支援を行うことで、他種多様な子育てに係る費用の物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。 ②学校給食費補助金 ③(小学校)1食あたり309円×797人×199日=49,008千円 (中学校)1食あたり359円×452人×199日=32,292千円 その他(C)69,305千円の財源は、ふるさと納税による基金充当 【参考比較】 R6給食費 (小学校)1食あたり264円、(中学校)1食あたり305円 R7給食費 (小学校)1食あたり309円、(中学校)1食あたり359円 ※物価高騰による差額 11,995千円のうち2,698千円に交付金を充当 ④新富町学校給食会 ※教職員の給食費は除く。	R7.4	R8.3

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
4	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者物価高騰対応重点支援給付金	①賃金引上げの恩恵が及びにくい75歳以上の高齢者は、医療・介護費等の固定的支出の割合が高く、年金収入が中心で物価高騰の影響を顕著に受けることから、生活維持に必要なエネルギー・食料品等の基礎的支出を重点的に下支えすることを目的とする。また、高齢者は特に冬季の暖房費・医療関連の支出が増えることから、現金給付とすることで、即時的かつきめ細かな支援を実現する。 ②給付金及び事務費 ③R7の消費者物価指数:対前年比3.6%増 食料品・光熱水費の家計負担額:1,171,752円/世帯 本町の1世帯当たり人口:2.06人/世帯 物価高騰影響額:20,477円/人 =1,171,752円/世帯*3.6%/2.06人/世帯 物価高騰影響額と同程度の支援するため20千円の給付とする。 20千円×3,200人=64,000千円 事務費 1,379千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費 として支出] ④新富町内の75歳以上の高齢者	R7.12	R8.3
5	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	障がい者物価高騰対策緊急支援給付金	①物価高騰により通院・通所・医療・移動・福祉サービス利用等の固定的支出が増加し、当該支出の削減が困難な障がいのある方の生活の継続・社会参加の確保が急務であるため、急増した家計負担への即時対応として現金給付を行い、生活の安定を図る。 ②給付金及び事務費 ③5千円×900人=4,500千円 事務費 967千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費 として支出] ④新富町内の障がい者手帳等を所持する障がい者(75歳以上の者を除く。)	R7.12	R8.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業者等原油・物価高騰対策支援給付金	①物価高騰における燃料や資材価格等の高騰の影響を受けている農林水産業者に対して、負担を軽減するため燃料費、資材費等の一部を支援する。 ②町内農林水産業者への支援金 ③園芸・鱈・茶生産者 218経営体×100千円 露地野菜生産者 94経営体×60千円 ※(C)その他の21,800千円は一般財源 ④新富町内で農林水産業を営む個人又は法人	R7.12	R8.1
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産業者原油・物価高騰対策支援給付金	①物価高騰における燃料や資材価格等の高騰の影響を受けている畜産業者に対して、負担を軽減するため燃料費、資材費等の一部を支援する。 ②町内畜産業者への支援金 ③114経営体×50千円 ④新富町内で畜産業を営む個人又は法人	R7.7	R8.1

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉事業者等物価高騰対策支援給付金	①エネルギーや食料品価格等の高騰等の影響を受けた社会福祉施設等への支援 ②町内福祉事業者等への支援金 ③86事業所×50千円＝4,300千円 内訳 社会福祉施設 38事業所 町内保育施設 11事業所 介護サービス事業所 37事業所 8事業所×100千円＝800千円 内訳 子ども食堂 3事業所 通いの場 5事業所 ④新富町内で福祉サービス等を提供する事業を行っている施設	R7.7	R8.2
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援給付金	①エネルギーや食料品価格等の高騰等の影響を受けた医療機関及び薬局等への支援 ②町内医療機関等への支援金 ③28事業所×50千円 内訳 診療所 13事業所 調剤薬局 7事業所 施術所 8事業所 ④新富町内で医療等を提供する事業を行っている施設	R7.12	R8.2
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商工業原油・物価高騰対策支援給付金	①エネルギー価格等の高騰等の影響をうけ経営が厳しくなっている商工業者へ地域経済の安定を図るとともに、事業継続を支援するため、助成を行う。 ②商工会への補助金 ③5台×55事業所×20千円 4台×15事業所×20千円 3台×30事業所×20千円 2台×50事業所×20千円 1台×60事業所×20千円 一律給付 商工会会員358事業所×20千円 商工会事務費 250千円 ※(C)その他の11,700千円は一般財源 ④物価高騰の影響は事業業種によって異なることを考慮し一律給付 交付対象者は商工会会員とし、事業費は補助金として新富町商工会に交付する。	R7.12	R8.3
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付商品券等発行事業	①継続する物価高の影響により、町内経済が著しく低迷していることから、宮崎県と連携してプレミアム付商品券等発行により町内における消費の支えをすることで生活者の支援を行う。 ②報償費、人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料等 ③報償費:36,000,000円 事務費:4,100,000円 ※(C)その他の20,050千円は県費補助金 ④新富町商工会	R7.12	R8.4以降
12	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	家庭用LED照明器具買替事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対し、LED照明器具の購入を支援するとともに、家庭におけるCO2排出量の削減を図り、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を推進する。 ②LED照明器具:購入金額の1/2又は1/3(上限20千円) ③LED:20千円×250世帯＝5,000千円 事務費657千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費 として支出] ④省エネ基準を満たしたLED照明器具を町内店舗で購入した町民	R7.12	R8.4以降

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	新富町医療機関等物価高騰対策支援給付金	①原油価格及び物価の高騰等により、光熱費や医療材料費等の運営経費増加の影響を受けた医療機関及び薬局等に対し、負担軽減及び事業継続を支援する。 ②町内医療機関等への支援金 ③27事業所×50千円＝1,350千円 内訳 診療所 12事業所 調剤薬局 7事業所 施術所 8事業所 ④新富町内で医療等を提供する事業を行っている施設	R8.6	R8.8
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	新富町福祉事業者等物価高騰対策支援給付金	①原油価格及び物価の高騰により、光熱費、燃料費、食料費、消耗品費等の施設運営経費増大の影響を受けた社会福祉施設等に対し、負担軽減及び事業継続を支援する。 ②町内福祉事業者等への支援金 ③87事業所×50千円＝4,350千円 内訳 社会福祉施設 38事業所 町内保育施設 11事業所 介護サービス事業所 38事業所 9事業所×50千円＝450千円 内訳 子ども食堂 4事業所 通いの場 5事業所 ④新富町内で福祉サービス等を提供する事業を行っている施設	R8.6	R8.8
3	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	新富町商工業原油価格・物価高騰対策支援事業費補助金	①原油価格及び物価の高騰により、燃料費、原材料費、電気料金等の事業コストが上昇をうけ経営が厳しくなっている商工業者に対し、負担軽減及び事業継続を支援する。 ②商工会への補助金 ③3台×100事業所×10千円 2台×50事業所×10千円 1台×65事業所×10千円 一律給付 商工会会員357事業所×20千円 商工会事務費 250千円 ④物価高騰の影響は事業業種によって異なることを考慮し一律給付 交付対象者は商工会会員とし、事業費は補助金として新富町商工会に交付する。	R8.6	R8.8
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	新富町農業者等原油・物価高騰対策支援給付金	①原油価格及び物価の高騰により、燃料費、電気料金、肥料費及び農業用資材費等の生産コスト増大の影響を受けている農林水産者に対し、負担軽減及び事業継続を支援する。 ②町内農林水産業者への支援金 ③園芸・鰻・茶生産者 223経営体×50千円 露地野菜生産者 92経営体×30千円 ④新富町内で農林水産業を営む個人又は法人	R8.6	R8.8
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	新富町畜産業者原油・物価高騰対策支援給付金	①原油価格及び物価の高騰により、飼料費、燃料費、電気料金及び畜産資材費等の生産コスト増大の影響を受けている畜産業者に対し、負担軽減及び事業継続を支援する。 ②町内畜産業者への支援金 ③122経営体×50千円 ④新富町内で畜産業を営む個人又は法人	R8.6	R8.8